

平成 1 8 年 度 第 3 回

久留米市国民保護協議会幹事会会議録

日 時 平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日 (火) 午後 2 時 ~

場 所 久留米市民会館 小ホール

出席委員（39名）

小田 誠揮、金丸 晃司、永淵 昭子、井口 幸雄、小川 一美、塘内 高志、夏秋 重徳
小野 浩二、角銅 健一、松本 茂、中ノ森賢二、江原 清文、田中 要一、山本 隆一
武内 良孝、井上 光、松隈 康信、熊谷 敏夫、池田 博子、小 均、野田 順子
古賀 誠一、北川 正勝、白石 学、今村 公郎、福田 義宜、広田 耕一、佐藤 興輔
長尾 孝彦、奥野 信、中園 敬司、柴田 武昭、八尋 幹夫、貞苅 隆男、久保田 明
内山 孝子、石橋 幹男、楢原 隆行、柿添 利夫

欠席委員（8名）

石橋 浩祐、大津 秀明、三原 圭子、酒見 隆生、萩原 重信、森山 純郎、山下 良一
真名子文男

事務局

総務部生活安全推進室長 道井 清太
総務部生活安全推進室主査 澤水 秀俊
総務部生活安全推進室 高尾 兼司

事務局（道井清太）

定刻となりましたので、ただ今から「第3回久留米市国民保護協議会幹事会」を開催したいと思います。

本日は、幹事の皆様にはいろいろ御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

前回お示ししましたように、市長からの本市国民保護計画の作成に係る諮問に対する協議会の補佐業務としては、本日が最終の計画作成作業の幹事会ということになります。

本日の次第に移りたいと思いますが、その前に、「幹事会の会議の傍聴について」、報告致します。「久留米市国民保護協議会傍聴要領」及び「久留米市国民保護協議会幹事会運営要領」に基づく会議傍聴について、本日の傍聴受付者はございません。

それでは、議題審議の方に移りますが、「久留米市国民保護協議会幹事会運営要領」に基づき、市総務部の佐藤次長に議長をお願い致します。

佐藤次長、よろしく申し上げます。

議長（佐藤興輔）

佐藤です。本幹事会は、久留米市国民保護計画の作成にあたる協議会の審議補佐機関としてこれまで審議を重ねてきたわけでありますが、只今紹介がありましたように、計画の内容に関しましては、本日の意見を最終として協議会へ繋げることになるということでございます。

本日の議事が、これまで同様にスムーズに進行致しますよう皆様のご協力を切によろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議題に移りたいと思います。

議題「久留米市国民保護計画（案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（澤水秀俊）

説明に入ります前に、計画作成に係る前回の幹事会以降からの経緯と今後の計画答申までの予定について、若干触れておきたいと思います。

9月22日に開いた第2回の幹事会では、計画書の記載内容について、先に開かれていた協議会において、事業形態に基づく機関名称の明確化などの修正を促す意見や県からの県計画との整合性などに関連した加筆修正の指摘箇所が出されていたことにより、当該指摘事項を計画に反映させるかを御協議頂き、結果、その全てが了承され、当該箇所の変更を織り込んだ久留米市国民保護計画の素案草稿としていたところでありました。また、本幹事会からは、消防組織法の改正に伴う変更として、「緊急消防援助隊」の意義説明文中における同法の当該条項名につき修正を提示していたところでありました。

そして、県の修正指摘に対する了承事項などこれらの修正をもって成した計画素案を10月3日から11月1日までの30日間、本庁、各総合支所、市民センターに備え付け、併せて、市の公式ホームページに掲載し、パブリックコメントに付したところでありました。加えて、県との事前協議（県の関係各部署からの意見による調整）を適時（3回）実施し、後に幹事の皆様に

お諮りする最終の修正案ですが、これまでの幹事会で審議に挙がらなかった新たに加筆修正を求められる事項が生じてきたものであります。ちなみに県との事前協議は11月14日をもって終了したところであり、県からの指摘修正案については、今回お示しする事項が最後ということになるかと思えます。

ということで、本日の協議は、県との事前協議、パブリックコメントを踏まえた内容をもって最終の修正案として御提示し、幹事の皆様の了解を得たいと考えているものです。そして、本幹事会の本日の結果を、来週27日に開かれる協議会へと繋げ、協議会では審議決定のうえ、市長答申という最終作業へと移行する手順になるかと思っております。

なお、本日は、福岡県トラック協会、久留米市社会福祉協議会、久留米市三潞消防団、久留米市女性防火クラブ、城島総合支所におかれては欠席の返事を承っておりますが、今般事前送付の資料につき異議はない旨の返事があっていることを申し添えておきます。

それでは、本日、幹事会にお諮りする修正案について提案させて頂き、もって幹事会として計画案の定稿とさせて頂くものであります。

お諮りする修正案については、別添の7ページ立てになっております資料、表題「久留米市国民保護計画（素案）の第2回幹事会以降の修正箇所一覧表」に、その全てを掲載しております。

事前に送付させて頂いておりましたので目を通されておられるかとは思いますが、ここで挙げていますように、今回、修正提案を致す箇所は全部で56箇所に及ぶものであります。本来、この一覧表に沿って修正箇所を逐次御説明するのが筋道だとは存じますが、本文との整合性による語句の変更や地図の挿入など軽微な箇所も多数ありますので、これらについては割愛させて頂き、主な点のみ説明したいと思います。それと、表の見方で一つだけ御説明しておきますと、列左から4番目「区分」欄ですが、ここでのA表記は県との事前協議に係る県からの最終指摘事項で計40件、B表記は市が新たに修正を考えたもので計15件、C表記はパブリックコメントにより修正を加えるもので1件となっております。

それでは、主な点の説明ですが、2ページ目、表列の一番左側の 12 です。12については、第2編「平素からの備えや予防」の中での「市における組織・体制の整備」項目における市の各部局の業務であります。「住民の避難誘導に関すること」は消防本部だけの業務としていたのを、ここに挙げております理由で市行政として国民保護を担当する総務部も新たに加え、また、地方自治法155条1項に基づき本市条例により指定された区域住民の便宜のために市政事務の総合的出先機関として設置しております4総合支所においても、避難誘導先の把握や設定等の平素業務として、総合支所にも新たに加えることとするものであります。

次に同じく2ページの 17 に移ります。同じく第2編「平素からの備えや予防」の「通信の確保」の項目になります。ここでの、非常通信協議会とは、電波法第74条に基づき、自然災害その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立されているものであります。この協議会との連携についてのみ記述していたわけではありますが、県の指摘と併せ久留米市地域

防災計画（風水害等応急対策・復旧計画編）を参照し、福岡県レベルで設置されている「福岡地区非常通信連絡会」を加えることとするものであります。

続いて3ページ、21に移ります。第2編「平素からの備えや予防」の「避難実施要領のパターンの作成」の項目になります。避難実施要領については複数パターンを作成するとは記述しておりましたが、要領作成の段階においての意見聴取の方法、要領の伝達方法を予め定めておくことと、災害時要援護者の方たちが滞在する施設における訓練等の対処措置に努めるよう当該施設の管理者に要請することについて、県計画の記述に準じ新たに加えることとするものであります。

続いて4ページ、31に移ります。第3編「武力攻撃事態等への対処」の「市対策本部の設置」の項目になります。対策本部の組織構成図の中において、県、県警察、自衛隊、その他の関係機関に対し本部への派遣要請を盛り込んでいましたが、この派遣要請について文言としての記述がなかったため、今般、当該する記述を新たに加えることとするものであります。

続いて同じく4ページ35に移ります。第3編「武力攻撃事態等への対処」の「警報の内容の伝達方法」の項目になります。ここでは、警察関係における警報内容の伝達について、交番、駐在所、パトカー乗務員による拡声機や標示の活用、と特定していたわけではありますが、県警察においては手段を特定せず多様な方法を用いて伝達を実施されるものであることから、特定していた記述を削除するものであります。

続いて5ページ、36ですが、先程と同じく「警報の内容の伝達方法」の項目になります。県からの指摘により、警報伝達にあたって特に留意する事項を3点加えることとするものです。内容ですが、一つは、「大都市における警報の伝達」についてであります。「大都市における住民の避難」については前回の幹事会で加えたものでありますが、警報伝達の手段についても県南中核都市である社会的特性を考慮し加えるものであります。また、2点目は「大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達」についてであります。これら施設管理者による利用者への周知努力を挙げるものであります。3点目は災害時要援護者や児童等に対する迅速な伝達について活用手段の方途について新たに記述することで、警報伝達の際の留意点を確認するものであります。

続いて同じく5ページ、38、に移ります。第3編「武力攻撃事態等への対処」の「避難実施要領の作成」の項目になります。

ここでは、作成した実施要領につき県知事に報告することの責務を、県の国民保護計画に照らして追加記述するものであります。

続いて6ページ、41です。同じく第3編「武力攻撃事態等への対処」の「避難の方法の基本的考え方」の項目です。ここで、市の区域を越える避難に関しての交通渋滞等の混乱回避の調整などについては県の調整事項であるため、本市の計画からは削ることとするものであります。

続いて同じ6ページの44に移ります。同じく第3編7章の「武力攻撃災害への対処」における消防に関する措置等についてであります。相互応援協定等に基づく消防の応援要請につい

で触れている事項であります。県内において大規模災害が発生した場合、相互の消防力を活用して被害を最小限に防止するため、平成元年3月に「福岡県消防相互応援協定」が結ばれています。この協定は県内の全市町村と福岡県南広域消防組合などの一部事務組合が締結者であるため、この規定の内容に合わせ、応援要請の県知事に係る部分を削るとともに、県知事に対しては協定に基づく要請を行った旨の報告をする、との市の責務規定を盛り込む内容に変更するものであります。

続いて7ページ、47に移ります。第3編「武力攻撃事態等への対処」の「生活関連等施設の安全確保」の項目です。ここでは、市が管理する施設についてのみ安全確保の措置について記述しておりましたが、市が構成団体となっている、例えば福岡県南広域水道事業団など一部事務組合が管理する生活関連施設もあることから、市直轄以外の施設の警備強化についても触れる必要があり、その旨を加えることとするものであります。

続いて同じく7ページ、53です。資料編の二種感染症指定医療機関一覧に掲載している病院名の変更であります。感染症の予防・医療に関する法律があるわけですが、この法律では感染力や罹患した場合の重篤性により危険性が高い順に1類から5類までを分類しており、細菌性赤痢やコレラ、ジフテリアといった疾患については2類とされております。この2類感染症の患者に対する医療機関として県知事が指定する医療機関が「二種感染症指定医療機関」であり、この指定の変更が判明したことにより「聖マリア病院」に記述を改めるものであります。

最後になりますが55、同じく資料編における用語の定義の修正になります。災害時要援護者の定義については、災害時の行動にハンディを抱えている人々で、寝たきり等の高齢者、障害者（児）に加え、前回の幹事会で乳幼児等を加えることで決まっていたものであります。しかしながら、冒頭に説明しましたパブリックコメントにおいて「妊産婦」についても明記すべきとの意見が出されたことを踏まえ、県との合議のもと災害時要援護者の例示として「妊産婦」を新たに加えることにするものであります。

また、用語の定義として、国民保護の「国民」という語句では「外国籍住民」の排除に繋がりがねない、という意見もありましたが、国民保護法における配慮事項で「国際人道法的確な実施」が盛り込まれており、国民保護法という市計画の上に被る上規法に敢えて明記規定されているものであり、国民や住民の定義の中に当然ながら外国籍住民や外国人の方も含むことで解釈されるものであることから、「国民」で表すこととするものであります。

以上、今回、皆様に事前に送付しておりました久留米市国民保護計画（案）の中で、前回以降に修正を施すことになった箇所についての主な点について説明を終わりたいと思います。説明を割愛した箇所につきましては、修正箇所一覧表に載せた事項ということで説明提案に替えさせていただきます。

以上で、今般、修正を求める箇所についての説明を終わりますが、先程の説明の中で言いましたが、計画文言に盛り込んだ意見もありますが、本計画をベースに今後、避難マニュアル作成等において絡むことになるパブリックコメントについて触れておきたいと思っております。

寄せられた 10 名の方からのパブリックコメントについては、本日お配りしました表題が「久留米市国民保護計画（素案）に対するパブリックコメントの全文」にその内容全てを紹介し、もう一つの横版の方ですが、表題が「久留米市国民保護計画（素案）への意見募集の結果」には、寄せられた意見を要約して掲載すると共に、意見に対する市の回答を列記しておるところであります。

意見の中には、武力攻撃事態対処法や国民保護法の存否そのものを指摘する意見や、計画策定後の市の業務において参考になる意見も寄せられるなど、多岐多様に及んでおります。

この中で、今後の施策に参考とさせて頂く意見については、市の対応如何につき市の概ねの方針を網掛けを被せて記述表示させて頂いておりますので、今後の協議会幹事会の参考として目を通して頂ければ幸いかと存じます。

以上、長くなりましたが説明を終わります。

議長（佐藤興輔）

議題「久留米市国民保護計画(案)について」、前回示された計画素案から変更された箇所について事務局の説明が終わりました。

これについて、何か御意見・御質問ございませんでしょうか。

幹事（武内良孝）

資料編の「1 関係機関の連絡窓口」において、関係機関の所在地が合併により「朝倉市」になっているにもかかわらず、「甘木市」と表記されているものがあるようであるが。

事務局（澤水秀俊）

合併等により所在地の表記が変わっているものがあるので、再確認を行い、適切な修正を行うこととしたい。

議長（佐藤興輔）

他に御意見・御質問ございませんでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。

事務局が本日説明しました修正及び追加内容の 56 項目について、これを盛り込んだ「久留米市国民保護計画（案）」として、幹事会として了承し、本案を協議会へ提示したいと思います。宜しいでしょうか。

幹事（異議なし）

議長（佐藤興輔）

ご異議がないものと認めまして、そのような取扱いをさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審議は終了致しました。久留米市国民保護計画（案）の作成に係る審議については、本日をもって終了することになるわけですが、事務局においては、これまでの幹事会での審議内容を十分に汲み取られ、後に取り組みされる避難マニュアルや訓練計画の作成等において反映されるよう、この場でお願いしておきたいと思っております。

事務局から「その他」で何かありますか。

事務局（道井清太）

これからのスケジュールについて、改めて幹事の皆様にお知らせしておきたいと思っております。

本日の幹事会で了承して頂きました、この「久留米市国民保護計画（案）」については、来週開催の協議会へ提示し、了承となれば、協議会から市長への答申となり、その後、県知事との正式協議を経て、計画の決定、市議会への報告というフローで進むこととなります。

本計画書の作成に係る審議に、これまで御熱心に論議頂きましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。佐藤議長からの提言もありましたように、本幹事会の審議意向を本市国民保護の今後の実施施策に十分に反映するよう努めてまいりたいと思っております。避難マニュアル作成等において、関係幹事各位から意見を聴取するときにおいては、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の幹事会ですけれど、19年度においては1回程度の開催を考えているところであります。事務局からは、以上です。

議長（佐藤興輔）

只今の事務局の説明によると、久留米市国民保護計画の制定の流れは、協議会決定後、答申、知事との正式協議、制定、議会報告及び公表というスケジュールということでありました。

拙い議事進行であったかと思いますが、皆様の御協力により本日の議事がスムーズに進行出来ましたことに、厚く御礼申し上げます。

本計画を基に、避難マニュアル等の立案段階において、事務局から協力を求められた際には、幹事の皆様には指導・助言等協力をして頂きますよう お願いして、本日の議長の職を下りたいと思っております。有難うございました。

事務局（道井清太）

佐藤議長、お疲れ様でした。

幹事の皆様におかれましては、本日は、お忙しいところ、慎重な御審議、大変ありがとうございました。

これもちまして、第3回久留米市国民保護協議会幹事会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。